

## 意見案第2号

### 地方財政の充実・強化を求める意見書

今、地方自治体には、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められている中で、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、また新たに発生している新型コロナウイルス感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面している。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症に対しては、いまだ収束のめどは見通せないどころか長期化が予想される状況になっている。このため、各自治体では住民の命と生活を守るために感染拡大防止対策や地域経済対策、雇用対策など様々な対策が取られており、今後の状況変化をにらみ国の責任において、さらなる追加の予算措置を含めた対応が必要不可欠である。

一方で、地方の一般財源総額について、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、令和3年度の地方財政計画まで、平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされており、実際に令和2年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4318億円、前年比プラス1.2%と、過去最高の水準となった。

しかし、人口減少・超高齢化に伴う社会保障費関連などの財政需要の増加に加え、引き続き、新型コロナウイルス感染に係る継続的な対策も見込まれることから、さらなる地方財政の充実・強化が求められている。

よって、国においては、令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算の編成と地方財政計画の策定に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 地方財政計画の策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響による税収等の減や感染症及び経済対策に要する財政需要の増を確実に反映させるとともに、社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度及び令和3年度において、地方税の大幅な減収が見込まれることから、減収補填債の対象税目を拡大するなど、確実な減収補填措置を講ずること。
- 3 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、今後の状況変化を踏まえ、検査体制及び医療提供体制の強化等、引き続き、国の責任において、追加の予算措置を講ずること。
- 4 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 5 令和3年度以降の会計年度任用職員制度における財政需要のさらなる増加については、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。

- 6 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（トップランナー方式）」は、人口規模の違いなど地域の実情を踏まえたものとする。また、同方式により生み出された財源は、地方の行財政改革の効果であり、必ず地方に還元すること。
- 7 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。
- 8 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 9 地域間の財源の偏在性の是正のため、引き続き、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に取り組むこと。  
また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 10 財政基盤の脆弱な地方自治体における過疎地域の自立促進に向けて計画的・効果的な事業が実施できるよう、新たな過疎法の制定に当たっては、一部過疎も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の現状を適切に反映するよう要件設定すること。  
以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
経済産業大臣	
内閣官房長官	
経済財政政策担当大臣	
地方創生規制改革担当大臣	

北海道議会議長 村田 憲 俊